○中部地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	桑名市長島町又木字中田一〇四番二地内	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十五号	豊田市美山町五丁目一四二番一から同市東新町五丁目二四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十六日十六時

○近畿地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	田辺市稲成町字北皆代二八三五番一から同市芳養町松原二丁目一四七九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十五日

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市上村字横田三三四番七から同市上村字前田分レ三三一番まで	前	一八・〇〇～二四・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	一六・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大田市静間町字角山六九七番二地先官有無番地から同市温泉津町福光ロ二三五番一まで	前	A　八・〇〇～一一四・〇〇メートル	二二・〇五七キロメートル
		B　〇・〇〇～二九一・八〇	一二・〇八一
	後	A　八・〇〇～一一四・〇〇	二二・〇五七
		B　一一・五〇～二九一・八〇	一二・〇八一

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

備考　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○中国地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間中国地方整備局及び同局松江国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
大田市仁摩町大国字五丁四五番一から同市温泉津町福光ロ二四一番九まで	一〇・〇〇～三三六・〇〇メートル	一二・二三八キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十六年三月十五日

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	大田市温泉津町湯里一五九六番一から同市温泉津町福光ロ二三五番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十五日

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市井手字国府西九二四番三から同市井手字天原九四六番まで	前	一一・〇〇～一二・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	一〇・〇〇～一一・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所